

第2回都市計画基本方針検討小委員会

議 事 録

令和8年7月9日

第2回都市計画基本方針検討小委員会議事録

1. 開催日 令和8年7月9日（木）
2. 開会時間 15時00分
3. 閉会時間 16時46分
4. 開催場所 三重県栄町庁舎 5階 第51会議室
5. 議案 次期「三重県都市計画基本方針」の検討
6. 出席委員の議席番号及び氏名（議席番号は三重県都市計画審議会と同一）
 - 1番委員 村田 美希 追手門学院大学准教授
 - 2番委員 浅野 純一郎 豊橋技術科学大学教授
 - 3番委員 中平 恭之 近畿大学工業高等専門学校教授
 - 4番委員 浦山 真美 三重県建築士会
 - 7番委員 宮崎 城治 三重県宅地建物取引業協会

第2回都市計画基本方針検討小委員会

1 開会・挨拶

○司会：都市政策課 雲副課長

定刻となりましたので、ただ今から第2回都市計画基本方針検討小委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策課副課長の雲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたり、県土整備部都市政策担当次長の片田から、ご挨拶申し上げます。

○県土整備部 片田次長

ただいま紹介がありました、県土整備部の片田でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、また今日は非常に暑い中、当委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回、3月9日に第1回の小委員会を開催しまして、都市づくりに関する大きな動きということで、人口減少や少子高齢化から、産業構造の変化とか地域の魅力を活かす都市づくりと、激甚化・頻発化する自然災害といったところを背景としたさまざまな課題がありますといったことをご説明させていただきまして、ご意見をいただいたところです。最近におきましても、各地で大きな地震が発生しておりまして、6月には季節外れの台風が複数にわたって襲来するということがございました。

安全安心な県土づくりのためには、防災の面からの都市計画の役割というのは、非常に重要性が強くなっていると感じているところです。前回の委員会でもいただきました貴重なご意見を踏まえまして、構成や内容の整理・修正を行うとともに、基本方針案の検討を進めてまいりました。

本日の委員会では、その対応状況をご報告させていただくとともに、新たに取りまとめました、基本方針の第3章「三重県の都市計画に関する基本方針」について説明をさせていただきます。

第3章につきましては、来年度から予定しております都市計画区域マスタープランの改定におきまして、基本的な方向性を示す核となる部分でもございます。委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から広い視点に基づきまして、忌憚のないご意見・ご提案を賜りますようお願いを申し上げて、簡単ではございますが、ご挨拶をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 資料確認

○司会：都市政策課 雲副課長

続きまして、本日の資料について、確認させていただきます。本日の配付資料としましては、事項書、資料1「三重県都市計画基本方針（案）本冊」、資料2「第1回基本方針検討小委員会意見対応」、資料3「議事説明資料」、以上でございます。

事前にお送りしております資料3「議事説明資料」につきまして、一部修正がございましたので、該当ページの修正版を本日お配りしております。恐れ入りますが、説明資料と併せてご確認いただければと存じます。

資料の不足などがございましたら、挙手にてお知らせください。

※ 特段の声なし

本日は、村田委員がリモートで参加されております。

村田委員におかれましては、ご発言の際はミュートを解除のうえ、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、都市計画基本方針検討小委員会運営要領により、これよりの議事進行につきましては、浅野委員長をお願いいたします。

3 議事前手続き

○議長：浅野委員長

本小委員会の委員長を務めさせていただきます、浅野でございます。

円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

<署名委員指名>

○議長：浅野委員長

まず、本審議の議事録の署名者2名の方を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条第1項の規定により、委員長から指名させていただきます。

中平委員、浦山委員のお二人に署名委員をお願いいたします。

<出席者数報告>

○議長：浅野委員長

次に、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○都市政策課 安野班長

報告いたします。委員総数5名中、リモートでの参加の方を含めまして、5名

の委員にご出席いただいております。

○議長：浅野委員長

ただいま報告のありましたとおり、出席されております委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<公開審議>

○議長：浅野委員長

議事に入る前に、まず、審議の公開について、ご審議いただきたいと思います。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：浅野委員長

異議がないようですので、公開することを決定いたします。

<傍聴確認>

○議長：浅野委員長

本日の傍聴人につきまして、事務局より報告願います。

○都市政策課 安野班長

本日は報道機関の方1名が来場されております。以上でございます。

○議長：浅野委員長

傍聴に際しまして、注意事項を説明させていただきます。

傍聴者の方々におかれましては、お配りしております「傍聴要領」に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反したときは注意し、また、これに従わない場合はご退場していただく場合がありますので、ご留意願います。

4 議事

○議長：浅野委員長

議事に入ります。

次期「三重県都市計画基本方針」の検討について、事務局から説明をお願いし

ます。

○都市政策課 日高主幹兼係長

それでは、本日の議題である、次期「三重県都市計画基本方針」の検討について事務局から説明させていただきます。県土整備部都市政策課都市政策班の係長日高でございます。

ここからの説明は着座にて失礼いたします。

本日は、「1. 前回の意見について」、「2. 都市計画基本方針（案）」、「3. スケジュール」の3つの内容について、事務局から説明させていただきます。

最初に前回お示しした都市計画基本方針の構成案です。全3章の構成とし、第1章の「はじめに」、第2章「三重県の都市づくりにおける現状と課題」及び第3章「三重県の都市計画に関する基本方針」での構成となっています。

前回説明した第2章「都市づくりにおける現状と課題」では、「まちづくりにおける大きな潮流と三重県の状況」、「三重県の都市の現況」及び「現行都市計画区域マスタープランの検証」をもとに県内都市の現状を把握するとともに、三重県の都市づくりにおける課題を整理しました。

本日ご説明させていただく第3章「三重県の都市計画に関する基本方針」では、第2章で整理した課題を踏まえ、「三重県の都市づくりの方針」を定めるとともに、「三重県がめざす都市構造の方針」を整理します。そのうえで、「都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針」を示したいと考えています。

本日は、前回を含め、基本方針の素案をご審議いただくこととしており、今後、市町、関係機関の意見を踏まえ、次回第3回小委員会で中間案をご審議いただく予定です。

それでは、「1. 前回の意見について」説明させていただきます。

まず、前回のご意見についてです。こちらが主なご意見ですが、第2章に関することが2つ、第3章に関することが5つございました。その対応については資料2「意見対応」に整理していますので、そちらを用いて説明いたします。

資料2「第1回基本方針検討小委員会の意見対応」をご覧ください。

1つ目の意見は、「最終的に抽象的な整理とするならば、全県的なデータ整理で良いが、三重県も南部と北部では状況が異なり、人口が少ない地域でも差がある。また、線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域でデータが統合されている内容もあるため、データの整理方法を検討する必要がある」というご意見でしたが、対応といたしまして、都市計画基本方針1ページに示すように、県全体を総合的、一体的な観点から捉え、おおむね共通する都市づくりの方針を示すものであるため、全県的なデータで整理しています。ただし、ご指摘のとおり、都市計画としては線引き・非線引きのデータは区分すべきであるため、人口及び土地

利用について区分して整理しました。

2 ページをご覧ください。

下の赤で囲ったグラフで線引き都市計画区域・非線引き都市計画区域に分けた人口・人口割合の推移グラフを追加しました。

3 ページの赤く囲ったグラフは、前回は非線引き都市計画区域の用途地域との合算値となっていました。市街化区域のみを対象とした人口等の推移グラフに修正しております。

4 ページも同様に、前回は市街化区域との合算値となっていました。非線引き都市計画区域の用途地域のみを対象とした人口等の推移グラフに修正しています。

5 ページも同様に、市街化区域と非線引き都市計画区域の用途地域の土地利用が合算値となっておりましたが、それぞれの土地利用の増減に分けたグラフに修正しております。

6 ページをご覧ください。

2 つ目の意見は、「現状把握から課題整理への導き方がやや強引であり、わかりづらい。」という意見でしたが、対応としまして第 2 章の中項目において、前回はすべて現状としておりましたが、「2-1 都市づくりにおける大きな潮流と三重県の状況」を潮流、「2-2 三重県の都市の現況」を現況、「2-3 現行都市計画区域マスタープランの検証」を検証として、各項目を端的にまとめたうえで、課題抽出までの流れを整理しました。7 ページの上のフローをご覧ください。左から潮流、現況、検証を整理した上で、右の 4 つの課題として示しております。

また、前回時点の課題タイトルは、「課題」なのか「方針」なのか表現がわかりづらかったため、課題タイトルの表現も修正しました。前回提示した課題は、課題①「人口減少時代における持続可能な都市づくりへの対応」、課題②産業活動、交流・連携を支える都市基盤・交通ネットワーク整備への対応」、課題③「激甚化・頻発化する自然災害及び脱炭素への対応」、課題④「地域の魅力を生かした都市づくり、多様な暮らし方への対応」でしたが、それぞれ、課題①「都市構造及び都市を支えるインフラ・公共施設」に関する課題、課題②「産業の振興及び産業活動を支える都市基盤」に関する課題、課題③「自然災害及び気候変動」に関する課題、課題④「地域の魅力や暮らしの質」に関する課題と変更しております。

このあと、3 章に関するご意見ですが、先に少し触れさせていただきます。

8 ページをご覧ください。

「デジタル化に関する記載はあるが、AI の活用について触れるべき。」という意見に対して、「3-1 三重県の都市づくりの方針の都市づくり」の方針①「人口減少時代における持続可能な都市構造への転換」において、デジタル技術・AI 等の活用について言及しました。

9 ページをご覧ください。

「コンパクト・プラス・ネットワークの表現について、圏域内のものや、より広域的なものなど様々なパターンがあり、考えが統一されていないため、第3章三重県の都市計画に関する方針においてわかりやすく表現すべき。」という意見につきましては、9 ページで拠点、10 ページでネットワーク連携軸、11 ページで概念図と赤く囲った記載のとおり、コンパクト・プラス・ネットワークの要となる拠点・連携軸の考え方を整理しました。

12 ページをご覧ください。

「工業系土地利用誘導ゾーンと実際の工業用地のニーズにギャップがある。特に北勢圏域では世界的企業の工場が立地しているにも関わらず、その下請け企業の工場立地に必要な用地が慢性的に不足している。」というご意見につきましては、下の囲みで示していますように工業系土地利用誘導ゾーン以外での企業立地ニーズへの対応として、市街化調整区域においても地域未来投資促進法等の活用により必要な範囲で一定の開発、工業誘致を許容することを追加しました。

13 ページをご覧ください。

「三重県においては、伊勢湾沿岸部の鉄道沿線に人口誘導していくこととなるが、一方で災害リスクが高い地域となっており矛盾がある。これに対して説明できる計画が必要と考える。」というご意見につきましては、下の赤枠に示していますように、災害を完全に回避することは困難であることから、土地利用検討区域に加え、市町の取組みとして、立地適正化計画の防災指針において災害リスクを考慮した土地利用の方針を定めることも考えられることを追加しました。

また、規制的な手法である土地利用検討区域と誘導的な手法である立地適正化計画の防災指針を組み合わせながら、市街地の安全性を高めていく方針としました。

14 ページをご覧ください。

「都市計画区域外においては、被災した場合に復興対象となる拠点の位置付けがないことがあり、この場合、実際の復興において相当の足かせとなるため、このようなことも踏まえた拠点設定も重要と考える。」というご意見につきましては、下の赤枠で示しましたとおり、事前復興まちづくりの観点から、都市計画区域外を含めて土地利用の方針等の都市づくりを検討しておくことが望ましいことを追加しました。

第1 回目の意見については、以上の説明となります。

それでは、本日のご審議いただきたい「都市計画基本方針」の3章について説明をさせていただきます。お手元に資料1、基本方針（案）本冊をお配りしておりますが、全てを事細かに説明させていただくことは時間的に難しいため、要点

を整理したスライドを用いて説明をさせていただきます。各スライドに基本方針（案）本冊の該当ページも記載してありますので、適宜、本冊もご確認いただければと思います。

3章では、現行基本方針と同様に「3-1 三重県の都市づくりの方針」、「3-2 三重県がめざす都市構造の方針」、「3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針」の大きく3つの方針を示すことと考えております。

最初に、第3章「三重県の都市計画に関する基本方針」の内容について、ご説明いたします。

本冊の98ページからになります。まずは、「3-1 三重県の都市づくりの方針」について説明します。こちらのスライドは県の総合計画からの抜粋ですが、三重県では、「強じんて多彩な魅力あふれる『美し国』の実現」を総合計画の基本理念として掲げており、この理念のもと、「強じんな美し国ビジョンみえ」においてめざす三重県の姿を念頭におきながら、第2章で整理いたしました都市計画の課題に対応するため、これからの都市づくりの方針を次のように設定することといたします。

ここでは、基本理念と実現性に向けた必要性を示し、都市計画基本方針の立案に際してキーワードとなる考え方に着色しています。そして、総合計画の基本理念を上位に据え、第2章で整理した都市づくりの課題とこれに対応する都市づくりの方針を具体的に整理した図です。4つの課題とそれぞれに対応した方針を念頭におきながら、次のスライド以降で各方針の内容についてご説明いたします。

まずは、課題①「都市構造及び都市を支えるインフラ・公共施設」に関する課題です。これに対する都市づくりの方針①として、「人口減少時代における持続可能な都市構造への転換」を掲げております。具体的には、人口減少や市街地の低密度を見据え、居住や都市機能、特定業務施設等をまちなかや公共交通の利便性が高い拠点へ誘導します。あわせて、公共交通や幹線道路、デマンド交通、I o T・A Iを活用した自動運転等の多様な移動手段を組み合わせ、持続可能で利便性の高い都市構造への転換を進めてまいります。

次に、老朽化するインフラ・公共施設については、将来人口や需要を踏まえた集約・再編を進め、保有量の適正化を図ります。また、整備や維持管理に関しましては、デジタル技術・A I等の導入を進めます。そして、各圏域で中枢的な役割の都市と周辺市町が役割分担しながら都市機能を維持・確保します。県は広域的な視点から、市町間の連携や将来ビジョンの共有を支援し、広域連携による都市づくりを進めます。なお、第1回の意見を踏まえ、A Iの活用について新たに言及しております。

続きまして、課題②「産業の振興及び産業活動を支える都市基盤」に関する課題です。これに対応する都市づくり方針②として、「産業活動、交流・連携を支

える都市基盤及び交通ネットワーク整備」を掲げております。

まず、広域道路ネットワークを生かし、ものづくり産業の集積や企業誘致を進め、地域経済の持続的発展を図ります。あわせて、成長分野に対応した産業用地の確保や、研究開発・生産・地場産業連携の強化により、地域内での付加価値循環を高め、地域経済の持続的発展をめざします。

次に、リニア中央新幹線の効果を生かし、本社機能や研究開発機能など高付加価値部門の立地を促進します。アクセス性の高い拠点形成やバックアップ機能の誘致を通じて、ビジネス創出と人材交流を促す都市空間の質の向上を図ってまいります。さらに、産業活動や観光需要を支えるため、物流・人流の両面から道路、港湾、デジタル基盤、エネルギー供給等の都市基盤を強化します。あわせて、二次交通の充実や広域MaaSの導入により、滞在時間の増加と消費拡大につなげてまいります。

続きまして、課題③は「自然災害及び気候変動」に関する課題です。これに対応する方針③として、「激甚化・頻発化する自然災害及び脱炭素への対応」を掲げております。

まずは、南海トラフ地震や豪雨災害に備え、防災インフラの機能強化や建築物・道路・上下水道の耐震化、浸水リスクの高い区域から安全な市街地への誘導など、国土強靱化の取組及び事前復興まちづくりの取組を進めてまいります。

次に、住民・企業・関係団体が災害リスクを共有し、主体的に行動できる体制づくりを進めてまいります。また、リスクコミュニケーションの充実と流域治水の推進により、被害が拡大しにくい都市環境の形成をめざし、多様な主体の参画と連携を促進します。さらに、防災・減災とあわせて、脱炭素社会の実現にむけた都市づくりを一体的に進めてまいります。市街地では、公園緑地や水辺空間等のグリーンインフラを都市基盤として積極的に活用し、防災性と環境性を備えた持続可能な都市づくりをめざします。

続きまして、課題④は「地域の魅力や暮らしの質」に関する課題です。これに対応する都市づくりの方針④として「地域の魅力を生かした都市づくり、多様な暮らし方の実現」を掲げております。

まずは、街路空間や公園・緑地、親水空間等の都市アセットの質を高め、歩いて回遊しやすく、滞留や交流を生むウォークアブルな空間の形成、にぎわいの創出をめざします。

次に、地域振興の基盤となる景観、自然、歴史・文化などの地域資源を磨き上げ、景観の形成を進めてまいります。観光交流や地域経済の活性化を通じて、持続可能な観光と地域づくりを進めてまいります。さらに、リニア中央新幹線の整備やデジタル技術の進展を生かし、多様な働き方・暮らし方に対応した新たなライフスタイルを受け入れる住環境づくりとまちづくりDXを進め、Well-beingのまちづくりにつなげることで定住・交流人口の拡大と地域の持続

的な発展をめざします。

続きまして、「3-2 三重県がめざす都市構造の方針」についてご説明いたします。

三重県といたしましては、5つの圏域を広域的な枠組みの基本としつつ、人口規模や都市機能の集積状況に応じて段階的に拠点を設定します。あわせて、高速道路や公共交通を軸とした拠点間のネットワークを構築することで、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の構築をめざします。

まず、「(1) 圏域」についてです。

圏域の構成は、北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域の5圏域とします。今後は、行政界にとらわれず、人の移動や経済活動、都市機能のつながりを踏まえ、必要に応じて圏域の見直しも行っていく予定です。

こちらは「めざす都市構造の概念図」です。先程ご説明しました圏域の中に、広域拠点、地域拠点、そして広域的な連携軸、圏域内の連携軸、拠点と居住地をつなぐ軸といった要素を一枚の概念図として表示しています。

続きまして、「(2) 拠点」についてです。第1回の意見を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークの要素となる拠点について、位置づけを明確化しています。人口減少や施設の老朽化が進むなか、持続可能な都市構造を実現するため、圏域ごとに広域拠点と地域拠点を位置付けます。

まず、広域拠点は、圏域を単位とした広域的な観点から多様な高次都市機能が集積し、公共交通等の結節機能を果たす拠点です。市町を超えた圏域における都市活動のニーズに対応するため、必要なサービス水準を確保しつつ、都市機能の重複や非効率な分散を抑制することで都市経営の効率化を図ります。

続いて、地域拠点は、徒歩や公共交通等により到達可能な主要駅や役場等を中心に都市活動を支える拠点として、都市内で日常サービスを受けられる都市機能の維持・集約を図ります。次期都市計画区域マスタープランでは、こうした考え方を基本としつつ、その他の拠点設定等、拠点の位置付けについても整理することとします。

続きまして、「(3) ネットワーク（連携軸）」についてです。こちら、第1回の意見を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークの要素となる軸について位置づけを明確化しています。県全体の地理的特性を踏まえ、広域的な視点から三層構造を基本としてネットワークを位置付けます。

まず、広域的な連携軸について、高速道路や鉄道（特急）等を広域的な連携軸と位置付け、地理的な結節性を生かしたネットワークの強化をめざします。

次に、圏域内の連携軸について、幹線道路、鉄道、路線バス等の連携軸を形成し、圏域内での役割分担と相互補完の促進を図ります。そして、拠点内及び拠点と各地域の居住地とのつながりについて、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等により、必要なサービスにアクセスできる都市構造の実現をめざしま

す。

続きまして、「3-3 都市計画区域マスタープランの改定にあたっての方針」についてご説明いたします。

まずは、「(1) 都市計画区域マスタープランの構成」です。

都市の将来像や方針は、県土全体の方針や計画等と整合を図りながら、複数の都市計画区域を一括した区域外も含めた圏域ごとに示す必要があります。そのため、次期都市計画区域マスタープランでは、広域的な観点から、第1章として圏域全体がめざすべき「都市計画の目標」を設定します。そのうえで、第2章を都市計画区域ごとに区域区分の決定及び区域区分を定める場合の方針を示す「土地利用規制の基本方針」、第3章を都市計画の決定方針を示す「主要な都市計画の決定方針」として構成します。

こちらが、都市計画区域マスタープラン「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の構成です。

こちらは、都市計画区域の変更に関する検討フロー図です。先ほどご説明しました都市計画区域の再編、拡大等の見直しを行う際の検討の流れを図に整理しています。

続きまして、「(2) 都市計画区域に関する方針」についてご説明いたします。都市計画区域の再編及び拡大等については、以下の考え方に基づき判断するものとします。

まず、「1) 都市計画区域の再編」について、市町の一体的な都市づくりを進めるため、都市計画区域は単一であることが望ましいものの、複数の都市計画区域が必要な場合もあります。そのため、当該市町の方針を踏まえ総合的・長期的な視点で検討します。

次に、「2) 都市計画区域の拡大等の見直し方針」についてです。都市計画区域に隣接し、開発が進んでいる、あるいは開発の可能性がある区域については、原則として都市計画区域への編入の必要性を検討します。広域的都市構造に影響を及ぼすおそれのある区域については、準都市計画区域の指定や土地利用の規制等について検討します。

なお、都市計画区域は一体的・計画的に都市の整備、開発及び保全を行うための基本的な制度単位であり、災害からの復興を考える際、まちづくりのために有効といえます。そのため、人口減少やそれに伴う開発圧力の低下等を理由とした都市計画区域の縮小・廃止は望ましくなく、原則として都市計画区域の縮小・廃止は行わないこととします。

続きまして、「(3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方」についてご説明いたします。1つ目が「1) 都市計画の目標」、2つ目が「2) 区域区分に関する方針」で、区域区分の状況、区域区分適用の考え方、市街化区域の規模の考え方、3つ目が「3) 主要な都市計画の決定方針」で、土地利用に関する方針、都市施

設整備に関する方針を説明させていただきます。

「１）都市計画の目標」ですが、当該都市計画区域が属する圏域における都市計画の理念・目標と、将来の都市構造を示します。また、広域的な位置付けについても明らかにします。

続きまして、「２）区域区分に関する方針」の「①区域区分の状況」です。

三重県における区域区分の状況は以下のとおり、５都市計画区域で区域区分を定めており、下の表にまとめています。区域面積、区域人口につきましては、令和７年３月３１日時点の数値であり、菰野町は、中部圏都市整備区域には指定されておりません。

続いて、「②区域区分適用の考え方」です。区域区分を定めている都市計画区域では、原則として維持することとします。区域区分を定めていない区域では、地域の実情に応じて他の制度も活用しながら適切な土地利用誘導を図ります。

続いて、「③市街化区域の規模の考え方」です。市街化区域の規模については、将来人口や世帯人員の見通し等をもとに、必要な市街地面積を見込む「人口フレーム方式」により設定します。工業系産業用地等を確保する必要がある場合は、地域の状況及び産業の将来の見通しを勘案して、産業用地の規模を設定することを検討します。

なお、災害ハザードエリアでは、住居系土地利用の抑制や建築物の構造等の規制等を行う土地利用検討区域を検討します。設定した土地利用検討区域内の住宅や公共施設等は、既成市街地内への移転を原則としますが、収容が難しい場合は、人口フレーム方式以外での市街化区域編入手法を検討します。

こちらの表は、土地利用検討区域の設定の具体的な考え方を整理したものです。

ここからは、さらに「（３）都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方」についての「３）主要な都市計画の決定方針」をご説明いたします。「Ⅰ．区域別の土地利用の基本的な考え方」では、「a．市街化区域」、「b．市街化調整区域」、「c．非線引き都市計画区域」、「d．準都市計画区域」、「e．都市計画区域外」の考え方をご説明します。また、「Ⅱ．大規模自然災害のリスクのある区域の土地利用の考え方」を示し、「Ⅲ．産業に関する土地利用の考え方」では、「a．商業系土地利用」、「b．工業系土地利用」について、ご説明いたします。

まずは、「Ⅰ．区域別の土地利用の基本的な考え方」の「a．市街化区域」です。

広域拠点等においては、景観や生活環境に配慮しながら、土地の高度利用や空き地・空き家の活用を進めます。拠点以外では、建物の高さや容積率等を適切に管理し、周辺と調和した市街地の形成を図ります。また、立地適正化計画の活用により、居住や都市機能の適切な誘導を進めます。市街化区域内で居住誘導区域から外れた区域について、必要な場合には、居住調整地域の指定等による土地利

用の抑制方策をとることも検討することとします。

なお、三重県では今後も人口減少の進行が見込まれるなか、人口減少により市街化区域内の人口密度の低下が見込まれる地域や、市街化区域への編入後、長期にわたり市街化の進行がみられない地域等については、他法令による土地利用の規制状況に留意しながら、市街化調整区域への編入、逆線引きについて検討することとします。

続きまして、「b. 市街化調整区域」についてです。

市街化調整区域は、市街化を抑制し、自然環境や農林漁業との調和を基本としつつ、既存集落では地域の実情に応じた一定の開発を認め、地域の活力や生活環境の維持を図ります。地区計画や地域未来投資促進法等の活用により、必要な区域と土地利用の方向性を明らかとしたうえで一定の開発を許容し、計画的な都市づくりを促進します。これについては、第1回の意見を踏まえた内容としています。

続きまして、「c. 非線引き都市計画区域」についてです。

非線引き都市計画区域では、都市的な土地利用を進める区域と、農林漁業や自然環境を守る区域を区分して管理します。市街地として利用する区域では原則として用途地域を定め、良好な環境の保全・創出を図ります。白地地域では市街化を抑制します。そのため、他法令による土地利用の規制状況を踏まえ、必要に応じて特定用途制限地域や地区計画等を活用しますが、集落等における生活環境の向上や地域産業の維持・向上のために必要な場合には地区計画等を活用します。

なお、拠点への機能集約や立地適正化計画制度を通じて、計画的な土地利用を進めます。

続きまして、「d. 準都市計画区域」についてです。

準都市計画区域については、積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、一定の開発行為等が進行しているなど、散発的な都市的土地利用によって地域の居住環境や営農環境、自然環境等の保全に支障をきたすおそれがある場合は、準都市計画区域の指定を検討します。また、適切な土地利用を図るため、他法令の適用状況を踏まえつつ、必要に応じて用途地域や特別用途地区、特定用途制限地域等の地域地区の指定を検討します。

続きまして、「e. 都市計画区域外」についてです。

市町においては、圏域の将来都市構造を踏まえながら、都市計画区域外を含めた都市づくりを検討することが望ましいといえます。立地適正化計画を策定する場合は、都市計画区域内が計画の対象となり、その区域外に居住誘導区域等を設定することはできませんが、既存集落等については小さな拠点等として位置付け、日常生活の利便性の確保等を図っていくことが考えられます。

続きまして、「Ⅱ. 大規模自然災害のリスクのある区域の土地利用の考え方」

です。

大規模自然災害のリスクがある区域では、居住系・業務系・公共系の施設ごとに、災害リスクを踏まえた配置を進めます。市町においては、立地適正化計画を作成し、防災指針において災害リスクを考慮した土地利用の方針を定めることも考えられます。また、甚大な被害が発生した場合において、将来の生活再建を円滑にするため、事前復興まちづくりの観点からも、都市計画区域外を含め将来都市構造を踏まえた土地利用の方針等の都市づくりを検討しておくことが望ましいといえます。第1回の意見を踏まえ、防災指針で災害リスクを考慮した土地利用の方針を考えること、都市計画区域外も含めて事前復興まちづくりを考えることとしています。

続きまして、「Ⅲ. 産業に関する土地利用の考え方」の「a. 商業系土地利用」です。

商業系土地利用については、生活サービスが効率的に提供されるよう、生活サービス施設の規模や配置状況を勘案し、必要な施設を維持・誘導します。また、就業機会の確保、地域の稼ぐ力の確立に向けて、業務施設等についても誘導し、生活サービス施設と相まって生活利便性の向上、にぎわいの創出に資する土地利用を推進します。新たな大規模集客施設は、広域拠点の鉄道駅から約1 kmの範囲に立地誘導し、それ以外の場所では原則抑制します。

続いて、「b. 工業系土地利用」です。

工業系土地利用では、周辺環境に配慮しながら、新たな産業立地や既存産業の維持を進めます。特に、高速道路インターチェンジ周辺等を工業系土地利用誘導ゾーンとして位置付け、企業誘致や基盤整備を重点的に進めます。工業系土地利用誘導ゾーンのうち、市街化調整区域・非線引き都市計画区域の白地地域に位置するもので、工業系用途地域の指定が困難な場合には、地区計画を活用しながら必要な整備を行います。

市町マスタープランにおいて、工業系土地利用誘導ゾーン以外の区域に工業系土地利用の位置付けがあり、市町が主体となって都市計画の変更を行おうとするとき、三重県は、都市計画区域マスタープランの目標に即した判断を行います。この際、工場立地等が散発的に進むことで都市経営の持続可能性が大きく損なわれる事態を避けるため、原則としてできるだけまとまった範囲・規模で、既存の都市基盤を生かしながら計画的な企業の立地・誘導が実施されるよう留意します。

こちら第1回の意見を踏まえ、工業系土地利用誘導ゾーン以外でも工業誘致が可能となるよう、考え方を整理しています。ただし、検討過程においては、無秩序な開発とならないよう、県としての関与についても言及しています。

続きまして、「(3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方」の「② 都市施設整備に関する方針」についてご説明いたします。「I. 交通施設の整備

の関する基本的な考え方」では、「a. 道路」と「b. 公共交通」について説明します。また、「Ⅱ. 下水道及び河川の整備に関する基本的な考え方」と、「Ⅲ. その他、都市施設の整備に関する基本的な考え方」を説明します。さらに、「(3) 都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方」の「③市街地開発事業等に関する方針」、「④自然的環境の整備または保全に関する方針」、及び「⑤地域の特性に応じて定めるべき事項」をお示しします。

まず、「②都市施設整備に関する方針」の「Ⅰ. 交通施設の整備に関する基本的な考え方」、「a. 道路」です。

道路は、人やモノの移動を支える基盤として、広域幹線道路網やアクセス道路を含めた幹線道路網の交通処理、空間形成、景観形成等の諸機能の維持・増進を図ります。また、緊急輸送道路については、国土強靱化の観点から道路自体の防災性の維持・強化のほか、多重性を確保します。

続きまして、「b. 公共交通」です。

超高齢社会への対応や環境負荷の低減の観点から、より多くの人が公共交通で移動することができ、また、利用者の確保により持続可能な運営を可能とする公共交通体系の構築をめざします。体系としては、鉄道を基幹的な公共交通としながら、バス路線・コミュニティバスの維持・充実のほか、デマンド交通や新たな交通システムの導入について検討します。また、リニア中央新幹線の開業を見据え、交通結節機能の強化を検討します。

続きまして、「Ⅱ. 下水道及び河川の整備に関する基本的な考え方」です。

下水道は、生活環境の改善と水質保全を図りながら、地域に応じた適切な排水処理を進めます。また、雨水対策として、下水道や排水路の整備を引き続き進め、浸水地域の解消に努めます。河川については、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しながら、必要な河川改修等を進めます。

続きまして、「Ⅲ. その他、都市施設の整備に関する基本的な考え方」です。

その他の都市施設については、防災性の向上や都市機能の維持に必要な施設を着実に整備します。必要に応じて都市計画決定を行い、土地の確保や施設整備を進めます。また、施設の統合・複合化や多機能化も検討し、持続可能な公共サービスの提供体制をめざします。

続きまして、「③市街地開発事業等に関する方針」です。

都市の拠点や交通ネットワーク、良好な居住環境の形成に向けた市街地の整備を進めます。主要な鉄道駅周辺や都市機能誘導区域等の拠点では、再開発等の実施を検討します。また、拠点やその周辺地区等で良好な住宅地の形成を図る場合は、必要に応じて土地区画整理事業等の実施を検討します。

続きまして、「④自然的環境の整備または保全に関する方針」についてです。

山林、農地、河川沿いの緑地や都市内の公園・緑地はグリーンインフラとして、他法令による土地利用規制との整合に留意しながら適切な地域地区を指定し、

又は、その指定を維持することで保全を図ります。また、都市内において公園・緑地の適切な配置と整備を図り、美しく魅力と個性にあふれる都市づくり、地域の魅力を生かした都市づくりを進めます。

続きまして、「⑤地域の特性に応じて定めるべき事項」についてです。区域MPには、その他に地域の特性に応じた必要事項について、基本方針や施策の概要を示します。

「Ⅰ．都市防災に関する方針」については、地域の地理的特性および人口集積、市街地の形成状況、産業構造等の現状と将来の見通しに応じて、都市構造の再編を検討します。

「Ⅱ．自然環境・広域交流に関する方針」については、必要なアクセス道路等の交通施設や、観光交流のための施設等の整備、周辺部も含めた広域的な交流拠点としてふさわしい景観の維持・形成等に努めます。

「Ⅲ．歴史・文化・景観に関する方針」については地区計画や建築協定等の適用、景観法、景観条例等に基づく規制・誘導等による保全を図り、地域のポテンシャルを高めてまいります。

ここまでの第3章の説明となります。

○議長：浅野委員長

ありがとうございました。

それではここで5分間の休憩を取りたいと思いますので、4時から再開いたします。

※5分間休憩

○議長：浅野委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

○委員：中平委員

大きく2点あります。1点目は、課題の中でも観光のことが記載されているにもかかわらず、3章には観光に関する記載があまり出てきていないという印象を受けました。インバウンドも含めた対応をしていくという書き方があったにもかかわらず、そのあたりが弱いと感じましたので、もう少し記載してもよいのではないかと感じました。

もう1点は、いろいろなネットワークの話が出てきていまして、公共交通で結んでいくという考え方は当然あるべきだと思いますが、高齢化を見据えて公共交通を利用できなくなる方も多くなることが想定されます。そういったことを

考えると福祉的な輸送についても少し重点を置くべきではないかと考えます。また、若い世代は自家用車での移動を多く行うわけではありません。原因として、自分で車を持たない方が増えてきていることがあります。そうしたことを考えると、公共交通ではなくレンタカーやカーシェアリングなど、さまざまなシェアリングサービスの視点も記載しておいた方がよいと感じました。以上です。

○委員：宮崎委員

1つ目の質問は、この基本方針に沿って、各市町がそれぞれのマスタープランを作成するという理解でよいでしょうか。2つ目は、3-1、3-2に示されている都市づくりの方針やめざす方向性について、言葉にするとこのような内容になると理解していますが、3-3になって実際にそれを実現するための仕組みになるのかという点が、不動産の実務をしている人間からすると、今の仕組みの範囲の中ではそれほど変わらないのではないかという気がします。3-3については、各市町の裁量で、ここに書かれている範囲のことが、市街化区域の考え方や市街化調整区域における開発・活用の余地などについて、言葉として、また法律としてもありますが、実際に各市町で実行できるかどうかについては非常に懐疑的に感じました。以上です。

○議長：浅野委員長

ありがとうございます。中平先生のご意見としては、1つ目は、観光に関する記載が3章にあまりないのではないかという点。2つ目は交通の話で、高齢者の方の中には公共交通にも乗れない方がいるので、福祉的な方面からの移動の話、若者だから車で移動するとは限らないという新しいトレンドがあるということでした。

○事務局：都市政策課 安野班長

観光の話につきましては、改めて課題から方針に向けて、充実した内容になっているのか見直していきたいと思っております。

ただ、現在の案でも、例えば本冊106ページの都市づくりの方針④「地域の魅力を生かした都市づくり、多様な暮らし方の実現」の2つ目において景観や伊勢神宮もありますので、自然歴史文化の地域の資源を活用しながら育てて、地域振興の基盤となるというところから歴まちや景観計画の内容も磨き上げながら観光につなげていくというような方針を記載しています。課題に対する方針としては結びつけた形になっているのですが、もう少し充実できるものがないかについては、見直していきたいと思います。

公共交通の限界の話については、中平先生がおっしゃった高齢の方や若い方について、これを都市計画の中で、都市的な空間としての解決方法としてどのよ

うなものがあるのか悩むところがあります。公共交通や他の分野においても課題はいろいろ抽出していくのですが、最後に都市計画として、都市空間としての解決に結びつけるときに、かなり悩む部分があります。もしかすると別の行政の施策の中で解決してきた話もあるのかということもありますが、公共交通の限界の例えば福祉的な輸送やカーシェア、レンタカーといった視点は、新たな視点だと感じました。この方針を定めていく中で、都市の問題・方針として結びつけるにあたって、逆に何かアドバイスをいただけるとありがたいです。

○委員：中平委員

福祉との連携については、全国的にもまだまだ連携が進んでいないところがあります。今、交通分野でもいろいろ議論を進めているところですが、一方で、国からはありとあらゆる移動手段を使いなさいという指針も出ています。そういう観点で考えると、例えば福祉的な輸送は朝夕の需要が非常に多いと思いますが、日中は空いていますので、そういった時間帯に、例えば公共交通として空いた車両を使うなど、いろいろな使い方が出てくると思います。

福祉だけではなく、他にも余っている移動手段はいろいろあると思います。そういったものを活用しつつ、公共交通を守っていかないと人材不足なども言われていますので、そういった視点が必要だと思います。

また、若い人たちの自家用車の所有率については、地方に行くといいますが、我々世代だと車やバイクにすごく興味がありましたが、最近の若い人たちは意外とそういう興味がなく、何かしらで移動できればよいという感覚もあると思います。今後、免許保有率がどうなっていくのかは注視していますが、免許は取りつつも自家用車は持たないという人は増えているのは間違いないので、そういったところを考えると、公共交通だけでいろいろなことをやっていけるかという、そうではないと思います。都市計画でというのは難しいかもしれませんが、何らかの視点としては持っておくべきだと思っています。

○議長：浅野委員長

ありがとうございました。宮崎委員からの質問について、事務局からお願いします。

○事務局：都市政策課 安野班長

まず、この基本方針の建て付けですが、1つの目的としては、都市計画区域マスタープランを策定するための拠って立つべき方針というものがございます。

もう1つは、都市計画区域マスタープランは都市計画法第6条の2に基づいて策定する計画ですが、法律上、どういうものを定めるかが一定法令で規定されています。そのため、今の社会課題をすべてすくい上げているかという、必ず

しもそうではありません。定める内容を具現化するとこのように限られてきます。そのためこの基本方針においては、都市計画区域マスタープランを策定するための一定の方針を示すことに加えて、まちづくりのそれ以外の課題についても洗い出しをして、方針を定めていきたいと考えています。回答にはなっていませんが、都市計画基本方針のおおまかな建て付けとなっています。

3-2から3-3にシフトしていくにあたりまして、3-3都市計画区域マスタープラン策定の方針になりますと、法律的な観点からの構成になりますので、すべて方針で定めたものが記載されているかという点と限界があります。

3-3都市計画区域マスタープランの内容は、次にどういうものに使われていくかということですが、これは県が定める都市計画区域マスタープランです。県内には20の都市計画区域を有しておりますが、それぞれの区域について、県の都市計画区域マスタープランを策定するにあたり、この基本方針が基礎となります。

その後、市町においても、市町におけるマスタープランというものがあります。一般的に都市マスと言われるものは市町が定めるもので、区域マスは県が定めるものです。

まず、県でこの基本方針を定めた後に、県で区域マスを定めます。その後、各市町で、区域マスに即した形で市町独自の都市マスタープランを定めていただくという形になります。市町のマスタープランを定めるにあたりましては、都市計画法第18条の2に基づいて定めるものですが、都市計画区域マスタープランに比べると、どういったものを書かなければならないといった形式ばったものではありません。都市計画運用方針にはどういうものを定めていくのかというものがありますが、市町の定めるマスタープランには自由度があります。県の都市計画区域マスタープランを踏まえてではありますが、それ以外のところで、市町独自の考え方や地域の実情を踏まえた形での定め方に自由度はあると思っています。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分の考え方については、都市計画決定権者は県になります。用途地域については市町が決定するものもありますが、市街化区域・市街化調整区域の具体的な都市計画の変更については県の権限になっております。市町の声があるのは承知していますが、区域区分の設定方針については、区域マスタープランの中で方針を定めていくというところが実情です。あとは、市町でそれを踏まえて、どういうふうに市街化区域、市街化調整区域のまちづくりをしていくかを具現化していくというのが、市町のマスタープランです。

○委員：宮崎委員

ありがとうございます。不動産業者の立場からすると、まちをつくる制限、ル

ールは、物件の購入の選択は、基本的に線引きがあるところでは市街化区域かそうでないかという以外の決まりごとは、あまり実はまちの形成にはほとんど役立っていないくて、例えば、立地適正化計画の居住誘導区域や届出などについても、法の趣旨と実態がまったくリンクしていないので、線引きがある地域では、市街化区域の線引きに基づいてマーケットが形成されていきます。非常に硬直的というか、都市計画法がそうなっているので仕方がないとは思いますが、市町ごとに余地があって、判断できるともう少しよいのではないかという気がしています。

最後にもう1つだけ質問させていただきたいのが、地域未来投資促進法という言葉初めて聞いたのですが、これはおそらくそれほど万能な法律ではないですね。

○事務局：都市政策課 安野班長

地域未来投資促進法については、万能の捉え方というのもありますが、地域を牽引していくような事業は雇用経済局の関係になってきますが、三重県の経済に大きく寄与するものであるということで、県の基本計画等に位置づけられますと、一定農地の問題などに関して配慮がなされていくというものです。

ただし、地域経済を活性化していく必要があるということからできてきていると思いますが、県の計画を定める際には、都市計画と整合しているかどうか強く見られてきています。マスタープラン上の整合性が図られたうえで、個別に地域エリアでの産業として土地利用を図っていくうえで優先すべきものかどうか判断されていきます。位置づけられた場合には、農地の問題などについても一定の調整が図られるというものです。地域経済に資するという形での一定の手続きを踏まえて認められたものについては、それなりの配慮がなされるというものです。

○議長：浅野委員長

では、浦山委員、お願いします。

○委員：浦山委員

質問しようと思っていたところを、先ほど少し説明していただいたのですが、本冊106ページの黒四角の2つ目、地域資源のところについて、建築的なお話をさせていただきたいと思います。ヘリテージマネージャーの活動をしておりまして、歴史まちづくりなんです、古い建造物の活用について文化庁や県の教育委員会の建物の実態調査に入っています。ぜひとも活用について、強めに推してほしいというのが建築的な観点から、個人的な気持ちもありつつの意見です。いかがでしょうか。

○事務局：都市政策課 安野班長

個別の文化財の活用についてはマスタープランの中でどう解決するかという課題はありますが、都市再生特別措置法に関する法律の改正がありまして、歴史まちづくり法も関連法として改正がなされました。

先日、国土交通省とある市町の打合せに同席しましたが、国土交通省としても、歴史まちづくりや歴史的資源の活用について、積極的に取り組んでくださいという話をされていました。例えば、これは定かではないのですが、歴史まちづくりの計画認定についても、これまでは県指定の文化財以上でなければだめだったものが、市町指定の文化財も対象になったので、可能性が広がっていると思います。歴まちの計画認定についても、補助率10分の10というすごくよい制度ですので、策定していただき、それに基づいて文化財やまち並みの修景などの事業を進めていってはどうかということで、国もかなり推しているため、まちづくりも進んでいくと肌で感じました。

○議長：浅野委員長

三重県で歴まちとなると、伊勢とかもやっているのでしょうか。

○事務局：都市政策課 安野班長

三重県で計画認定があるところは、伊賀市と亀山市、明和町です。

○議長：浅野委員長

文化財があるところですね。分かりました。ありがとうございます。

では、村田委員、聞こえていますでしょうか。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員：村田委員

資料を事前に送っていただきまして、ありがとうございました。私からは2点ございます。

まず、課題のところで、人口減少を取り上げていただいている点についてです。財政的にも持続させていくことを考えると、やはりコンパクト・プラス・ネットワークの取り組みに力を入れていくということと、そのうえで、立地適正化計画の取組を支援するという記載が入っているところは、非常に評価しております。

2点目としまして、課題のところで、人口減少や世帯数の減少という話はありませんでしたが、それに加えて、三重県は製造業が強い県ですので、製造業に従事する方の中には外国人の方も多数いらっしゃいます。外国人が増加していくという問題にどう対応していくのかということも、まちのプランニングには必要なことだと考えております。行政サービスが逼迫してしまうという懸念があります。

例えば、１２３ページに工業系土地利用の誘致の記載があり、「工場立地等が散発的に進むことで都市経営の持続可能性が大きく損なわれる事態を避ける」とありますが、もう少しやわらげた表現で、「人口動態の変化も配慮して」といった文言を入れていただけるといいと思います。

もう１点は、先ほど高齢者の移動の話題が出ておりましたが、明和町でチョイソコというあいのリシステムが使われています。このノウハウや問題点などを県や市町で共有していくことはいいことだと思います。

○議長：浅野委員長

ありがとうございます。では、事務局お願いいたします。

○事務局：都市政策課 安野班長

立地適正化計画の推進については、人口減少は止められないものですので、都市経営を進めていくうえでは今後も市町に策定していただく形になりますが、それに対しては支援を行っていきたいと考えています。また、国からも、県として広域的な観点から立地適正化計画の推進に向けた関与を行うよう法改正もありましたので、そのあたりについても進めていきたいと思っています。

産業用地の意見につきましては、本県においても特に北勢地域を中心に産業の需要がございます。昨今は県内にも半導体関連の企業に来ていただいていますので、県としても重要な施策として進めているところです。人口動態等の観点からも重要ですが、無計画に開発されていくということは避けるべきで、誘致を進めていく中でも効率的・合理的な形で誘致を進めていけたらと思っておりますので、先生のご意見についても、計画に反映していきたいと思っています。

チョイソコあいのリシステムについても、中平先生からもご意見をいただいた交通の課題だと思っていますので、このあたりについても、どこまで方針の中に反映できるかというところは、考えながらではありますが、取り入れていきたいものにつきましては反映したいと思っています。ご意見どうもありがとうございました。

○議長：浅野委員長

よろしいでしょうか。それでは、時間もありますので、最後に私から、２、３点意見と質問があります。

感想としまして、課題から方針の９９ページです。最初に「持続可能な都市構造への転換」を掲げていただいたのは大きいと思います。県として何を一番重視しているのかが明確に打ち出している点は非常によいと思いました。

次に、都市計画区域について、原則として廃止しませんとあり、実際には人口が少なくなっていますが、都市計画区域があることで接道義務をかけているわ

けなのでそれを失う術はないということで、こう宣言されているのもよいのではないかと思いました。

3つ目は、28、29ページの市街化区域と非線引きの数字を分けて見せていただいたというところで、30ページの下の図を見ると、市街化区域の方は、人口フレーム方式でやっているため、区域の拡大がなかなか難しいと思います。非線引きの方は、用途地域の面積が大きく増えています。人口密度も若干上がっているのですが、スカスカではないということですが、平成2年から見ると、増え方が非常に大きいので、県としてこのあたりをどのように見ているのか伺いたいです。基準を設けているのでむちゃくちゃなことではないと思いますが、コンパクトシティを進めるという観点で、低密度の市街地が拡大することになっていないのか、その点をお聞きしたいと思います。

以前も申し上げましたが、拠点の設定についてです。拠点の打ち方について説明があり、実際に区域マスで拠点を設定するという話になっていますが、その根拠は、都市の人口規模を無視したうえで、行政機能や施設ベースで設定しているわけですね。それをコンパクト・プラス・ネットワークの説明に使っているの、歪な印象があります。区域マスで設定された拠点を、市町が作る計画にどう関連づけるのかが問題だと思います。例えば、広域拠点として位置づけられていても、用途地域がない都市があり、土地利用とリンクしていないようにも感じます。用途地域を指定しないのであれば、拠点設定に従う形で県が市町に対して、立地適正化計画をつくることによって都市ベースでのコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造に持っていくよう支援をしていくのが見えにくいところがあります。都市機能別に拠点の名称を挙げているのではないということは理解しましたが、これをどのように使っていくのか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○事務局：都市政策課 安野班長

線引きでは、人口フレームが市街地の拡大の余地を表すものですが、昨今の人口減少が進んでいく中で、市街地の拡大イコール用途地域の拡大は難しくなっています。一部、産業系の部分については、引き続き拡大の余地があるのではないかと考えています。

非線引きの用途地域につきましては、先生がおっしゃるように、平成2年から拡大しているのは確かです。ただ、県の方針としてどうしていくのかということは、今お示しできないのは心苦しいのですが、最近の市町からの動向を見ますと、新たに用途地域を広げていくというものはあまりなくて、最近あったのは、昔住宅団地を定めていて、都市計画法第41条の形態規制もかけながら進めていった団地について、住居系の用途地域を指定するというのがありましたが、最近の主なトレンドとしましては、用途地域の指定はされていて、用途地域を見直

したいという相談が主なものになっています。人口減少の中では、今後、用途地域の拡大については局所的な動きになるのではないかと感じています。

拠点設定につきましては、現行の運用としましてご指摘のとおり人口密度とリンクしているとは言いにくいところがあります。今回の区域マスタープランの改定に合わせて、どういったものがコンパクト・プラス・ネットワークの考え方と拠点をどう結びつけていくのかが課題だと考えています。今の段階では、拠点の指定は市町にとっても非常にセンシティブな話であり、今まで拠点到指定されていたものが拠点をなくなると、市町としてもどうなのかといったお声も予想されますので、丁寧に意見交換しながら今後の拠点の設定のありかたを進めていく必要があると考えています。拠点を設定した場合に、それを具体的にどのようなまちづくり施策につなげていくのかという点も意識しながら、今後検討していきたいと思います。

この基本方針では、広域拠点、地域拠点、市町が定める生活拠点などの考え方を示しています。具体的な設定については、来年度以降の区域マスタープランの検討の中で、丁寧に議論していきたいと思います。

○議長：浅野委員長

ありがとうございます。それでは、一通りご発言いただきましたが、全体として何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本日本日予定しておりました内容の調査審議は、以上となります。事務局におかれましては、本日の検討内容を踏まえ、必要な修正などを行っていただきますようお願いいたします。

では、進行を事務局にお返しいたします。

5 連絡事項

○司会：都市政策課 雲副課長

浅野委員長におかれましては、議事の進行をありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、最後に事務局から今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

○事務局：都市政策課 日高主幹兼係長

それでは、最後にスケジュールの確認をお願いいたします。

本日の内容としまして、第1回の意見を踏まえ、第3章までの素案について、ご説明させていただきました。

今後、本日いただきました意見を踏まえ、市町、県の関係各課の意見照会を実

施し、次回の8月31日に中間案をお示しし、ご審議いただきたいと考えております。

詳細なスケジュールになります。市町、庁内の意見照会を行い、第3回に中間案について8月31日にご審議いただく予定です。

第4回は、パブリックコメントの意見を踏まえた最終案の審議となりますが、パブリックコメントにおいて意見の提出がなされなかった場合、提出された意見の内容が基本方針の内容に影響しないと判断できる場合は開催しないものとさせていただきますと考えております。

なお、本日は、説明資料の分量も多く、限られた時間の中で十分にご意見をおまとめいただくことが難しい点もあったかと存じます。つきましては、本日ご発言いただけなかった点も含め、追加のご意見等がございましたら、1週間を目途にメールにて事務局までお寄せいただきますと幸いです。

次回の小委員会につきましては、近日中に開催通知及び出欠確認票を送付させていただきますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

○司会：都市政策課 雲副課長

以上が、今後のスケジュールになります。

ただ今の説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

※ 特段の声なし

○司会：都市政策課 雲副課長

特にご質問がないようですので、以上とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、第2回都市計画基本方針検討小委員会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。